

議会のデジタル化の推進について

【オンライン委員会の開催について(例規改正案等のたたき台に対する確認事項・意見)】

I 例規改正案等のたたき台に対する確認事項

1 千葉市議会会議規則の一部改正案

1-1 委員外議員【第106条】

《会議規則改正案》

(委員外議員の発言)

第106条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、委員でない議員は、あらかじめ当該委員会の委員長の許可を得て、オンラインによる方法で委員会に参加することができる。

たたき台の考え

- 本市議会では、予算審査・決算審査特別委員会分科会の際、委員外議員からの発言の申し出を受け、委員会の許可を得れば発言できる運用を行っていることなどを踏まえ、当該委員外議員が改正条例第14条の2第1項の事由(重大な感染症のまん延・災害等の発生等)により分科会に赴くことが困難な場合に対応するため、**委員外議員のオンラインの方法による参加を可とする規定整備を行う。**

1-2 たたき台に対する確認事項【公明党】

- 第106条は、委員外議員に対する委員会の権限を定めたものであり、改正案(第3項)の書きぶりは委員外議員の権限に関する規定となっている。
- よって本項においても、「委員会(又は委員長)が、委員外議員をオンラインの方法で委員会に参加させることができる」という趣旨にすべきと考える。
- それによりオンラインの方法によらざる得ない重大な状況下で、委員外議員をオンラインで参加させるべきかどうかを委員会(委員長)が判断する裁量が可能になる。

1-3 確認事項に関する説明

- **会議規則改正案第106条第3項は「委員でない議員は、あらかじめ当該委員会の委員長の許可を得て、オンラインによる方法で委員会に参加することができる」としており、委員長の裁量により委員外議員の出席可否を判断する規定としている。**

2 千葉市議会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱(案)

1-1 委員会の開会パターン【第2条】

《千葉市議会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱(案)》

(基本的事項)

第2条 オンライン委員会は、重大な感染症のまん延、災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合に開くものであることから、委員が委員会の開会場所に参集できる場合は、当該開会場所への参集を基本とする。

2 円滑な議事運営を確保する観点から、委員長及び副委員長は、原則として、委員会の開会場所に参集するものとする。

たたき台の考え

オンラインの方法による委員会の開会パターン(都道府県議会デジタル化専門委員会による分類)

区 分	①パターンA (ハイブリッド型)	②パターンB (ハイブリッド型)	③パターンC (完全オンライン型)
正副委員長	委員会室	(委員長又は副委員長が) オンライン出席	オンライン出席
委員	(一部又は全委員が) オンライン出席	(一部又は全委員が) 委員会室	オンライン出席
議会事務局	委員会室	委員会室	オンライン参加
執行部	委員会室	委員会室	オンライン出席
傍聴者	委員会室	委員会室	オンライン傍聴

- 委員長は、委員会の議事整理及び秩序保持権を持つ者として、また副委員長は委員長欠席時等の職務代行を行なう者として選任されており、その職務を遂行するためには、委員会室への参集が不可欠である。

※正副委員長ともに事故があるときは「年長委員」が委員長の職務を行う(委員会条例第11条第2項)

- これに加え、オンライン出席委員が含まれる委員会を開催した場合、正副委員長には「オンライン出席委員の本人確認」・「表決の際にオンライン出席委員に通信障害等が発生した場合の対応(事務局への代替手段の指示など)」等の職責が生じることから、**正副委員長は委員会室に参集するパターンAを原則とする。**

1-2 たたき台に対する確認事項【公明党】

- パターンAを原則とした理由が分らないと、本市議会における「オンラインによる方法」のイメージが分らないので、今後のためにも文章で提示する必要があると考える。

1-3 確認事項に関する説明

【補足説明】

《新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて(令和2年7月16日付総務省通知)》

- 委員会は本会議同様に、団体意思を決定する過程で重要な役割を果たしており、実際に委員会の開催場所に参集することが基本である。
- そのうえで新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点から参集が困難と判断される実情がある場合に、オンラインを活用することは差し支えない。

《千葉県議会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱(案)》※再掲

(基本的事項)

第2条 オンライン委員会は、重大な感染症のまん延、災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合に開くものであることから、委員が委員会の開会場所に参集できる場合は、当該開会場所への参集を基本とする。

2 円滑な議事運営を確保する観点から、委員長及び副委員長は、原則として、委員会の開会場所に参集するものとする。

- 上記総務省通知のとおり、委員会は実際に開催場所に参集することが基本とされており、オンライン出席は、感染症への罹患や災害等に伴い、委員会室への参集が困難な場合の出席方法の特例と位置づけられている。
- 委員長(委員長不在時等は副委員長)は、委員会の議事整理及び秩序保持権があり、これらを行行使するためには、現に委員会室内の状況を把握する必要がある。
- これらパターンAを原則とした理由を、基本的事項を定める要綱第2条第1項及び第2項に明文化。

2-1 重大な感染症のまん延の定義【第2条】

たたき台の考え

《千葉市議会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱(案)》

(基本的事項)

第2条 略

2 略

3 条例第14条の2に規定する「重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるとき」は、次の例による。

- (1) 千葉市内の区域を含む地域を対象として、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置等が行われているとき。
- (2) 感染予防が推奨される社会情勢下にあり、委員又はその同居する者が、感染症等に罹患した又はその疑いがあるとき。
- (3)～(4) 略

2-2 たたき台に対する確認事項【公明党】

- オンライン出席を認める「重大な感染症のまん延」の例として、緊急事態宣言やまん延防止措置が適用されるような事態だけでなく、「感染予防が推奨される社会情勢下」と規定しているが、インフルエンザ(特に本年のように「流行発生注意報基準値」を超えた事態)等も、これに該当するのか。

2-3 確認事項に関する説明

- 本年のようなインフルエンザがまん延している状況も、感染予防が推奨される社会情勢下に含まれると認識。
- 病原菌の種類やまん延状況に係る具体的な判断基準を設けるのではなく、現に感染症に罹患し議会を欠席する議員がいる場合や感染症に関する情報提供を行う行政機関から注意喚起がなされている状況にある場合など、社会通念上での判断を正副委員長に行っていただくことを想定。

3-1 対象委員会【第3条】

《千葉市議会委員会条例の一部改正案》

(出席の特例)

第14条の2 略

2～3 略

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

《千葉市議会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱(案)》

(対象委員会)

第3条 オンラインの方法により出席できる委員会は、次のとおりとする。

- (1) 常任委員会
- (2) 議会運営委員会
- (3) 調査特別委員会
- (4) 予算審査・決算審査特別委員会分科会

たたき台の考え

- 常任委員会、議会運営委員会、調査特別委員会及び予算審査・決算審査特別委員会分科会とする。

3-2 たたき台に対する確認事項【公明党】

- 広報委員会は含まれないのか。

3-3 確認事項に関する説明

- 今回の例規改正等は、委員会条例を設置根拠とする委員会を対象。
- 広報委員会は要綱設置のため、広報委員会において必要に応じてオンライン出席に関する基準等を検討していただくことが必要。

Ⅱ 例規改正案等のたたき台に対する意見

1 千葉市議会委員会条例の一部改正案

1-1 オンライン出席の事由【第14条の2】

《委員会条例改正案》

(出席の特例)

第14条の2 委員長は、重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)により、当該委員会を招集する場所以外の場所から当該 委員を委員会に参加させることができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

2～4 略

たたき台の考え

- 委員会条例等改正済の政令市の全て又は大多数が、オンライン出席を認める事由としている「感染症のまん延」及び「災害等の発生等」を規定に盛り込む。
- 「育児・介護」については、総務省通知(総行行第180号・令和2年7月16日)において「委員会とは本会議同様に、団体意思を決定する過程で重要な役割を果たしており、実際に委員会の開催場所に参集することが基本であり、その上で参集が困難と判断される実情がある場合に、オンラインを活用することは差し支えない。」とされていること。また、現時点で同事由を認めている自治体が少ないことから、今後、本市議会において必要性が生じた際に改めて議論することとしたい。

【政令市(12団体)の状況】

1	感染症のまん延 (12団体)
2	災害等の発生等 (10団体)
3	育児・介護 (1団体)

1-2 たたき台に対する意見【共産党】

- 子どもの育児対応や高齢化に伴い介護などケアラーとなる議員に対して、柔軟に対応していくのは時代の流れであるため、「育児・介護」要件も盛り込むこと。

1-3 協議事項

- **オンライン出席を認める事由に「育児・介護」を盛り込むか**

2-1 執行部説明員

たたき台の考え

- 全国市議会議長会の参考例では、執行機関の説明員についても、要件や事由を定めず委員会への申し出により、オンラインでの出席も可とする考え方が示されているが、本市議会では、委員会出席を予定していた説明員が体調不良等により出席困難となった場合、代理の職員（課長補佐の出席等）が出席していることから、従前どおりの対応を行うことを基本とするため、**原則、執行部説明員のオンライン出席を認めない。**

2-2 たたき台に対する意見【公明党】

- 原則、オンライン出席を認めない理由として、従来から代理出席を認めているからとしているが、緊急事態宣言やまん延防止措置は個別の個々人の症状によるものではなく、全体の措置として接触等の回避を図るものであることから、全体の状況によってはオンライン出席を可能にしなければ、議員がオンライン出席で執行部説明員のみ（または委員長と説明員のみ）が委員会室に参集する事態など、不合理な状況が生じないか危惧される。
- したがって、執行部説明員もオンライン出席可（従来通り代理出席も可）としておくことが妥当と考える。

2-3 協議事項

- **執行部説明員のオンライン出席を認めるか**

【補足説明】

- 全国市議会議長会の参考例が示す、執行部説明員のオンライン出席は、委員会が出席要求を行った者のみの限定的な規定。
- このため、上記意見を踏まえ、執行部説明員のオンライン出席を認めることとする場合、委員会条例の改正ではなく、要綱に「委員長が必要と認めた場合、執行部説明員がオンライン出席」できる趣旨を規定することも可能。

3-1 請願・陳情の意見陳述者

たたき台の考え

- 請願・陳情は、提出された書面の内容により審査を行なうことを原則としており、その意見陳述は、提出された書面の内容を希望者が補完的に説明を行なう任意制であること。また、当該審査は、補正・条例等の議案審査後に行うことから審査開始時刻の予測が困難であり、意見陳述者との通信状況の確認や確保等の課題もあるため、請願・陳情の意見陳述者について、オンラインによる意見陳述は認めないこととする。

3-2 たたき台に対する意見【共産党】

- 請願・陳情者のオンラインによる意見陳述を認めることとする。

3-3 協議事項

- 請願・陳情者のオンラインによる意見陳述を認めるか

2 千葉市議会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱(案)

1-1 オンラインによる出席の申請【第4条】

たたき台の考え

《千葉市議会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱(案)》

(オンラインによる出席の申請)

第4条 オンラインによる方法で委員会に参加を希望する委員は、当該委員会の開催日の前日(その日が千葉市の休日定める条例(平成元年3月22日条例第1号)第1条第1項に規定する休日(以下「市の休日」という。)である場合には、その前の市の休日でない日。以下同じ。)の正午までに、オンラインを活用した委員会出席申請書(様式第1号)により、委員長に申請しなければならない。

1-2 たたき台に対する意見【公明党】

- 直近の開庁日の正午までが申請書の提出期限となっているが、この基準以降の感染症罹患の判明や災害等の発生も十分ありうるので、その対応も規定しておく必要があるのではないか。

1-3 協議事項

- オンライン出席に係る申請書提出期限に関する特例を認めるか